

南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の豊川市立学校における授業等の取扱いについて

1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

（監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合等に発表される。）

- 通常どおりの教育活動を行う。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- 後に発表される臨時情報（2 の(1)から(3)）に備え、情報収集を行う。

2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

情報名	(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	(2)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	(3)南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
情報発表条件	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合等	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
対応について	○後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、<u>必要な教育活動を通常通り継続する。</u> ○<u>通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒を速やかに帰宅させる。</u> ○<u>部活動については実施しない。</u> ○校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。 ○<u>校長は、学校の立地条件や生徒の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。</u>	○<u>通常どおりの教育活動</u>を行う。 ○校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。	○<u>通常どおりの教育活動</u>を行う。 ※豊川市は、地震発生後 30 分以内に 30 cm 以上の浸水が想定される「事前避難対象地域」を設定しません。【②】
	★後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、<u>後発地震が発生した際の生徒の保護の方法等について、中学校が作成した防災計画等を参考に、状況に応じて事前に検討する。【①】</u> ※後発地震の発生に備え、次の措置を行う。 ・保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認 ・生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認 ・施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策 ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検 ・食料・飲料水等の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認 ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検		【①②】 豊川市防災対策課「南海トラフ地震臨時情報に係る対応マニュアル」より

<(1)から(3)のすべての段階において留意する事項>

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 生徒の下校にあたっては、生徒の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討する。